

## 地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領

|             |                                                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年4月11日  | 国総支第3号<br>国鉄都第6号－2<br>国鉄事第10号<br>国自旅第6号<br>国海内第3号<br>観観産第2号<br>観参第7号                                                                        |
| 平成28年6月10日  | 国総支第24号<br>国総物第17号<br>国鉄総第49号<br>国鉄都第37号<br>国鉄事第71号<br>国自旅第48号<br>国海内第28号<br>国港産第27号<br>国空ネ企第33号<br>国空事第1088号<br>観参第50号                     |
| 平成28年11月28日 | 国総支第44号<br>国総物第65号<br>国鉄総第185号<br>国鉄都第74号<br>国鉄事第199号<br>国自旅第209号<br>国海内第108号<br>国港総第303号<br>国空ネ企第123号<br>国空事第4464号<br>観参第187号              |
| 平成29年3月15日  | 国総支第62号<br>国総物第102号<br>国鉄総第297号<br>国鉄都第133号<br>国鉄事第320号<br>国自旅第377号<br>国海内第172号<br>国港総第492号<br>国空ネ企第170号<br>国空事第7253号<br>国空環第79号<br>観参第267号 |
| 平成30年3月28日  | 国総支第64号<br>国総物第145号<br>国鉄総第327号<br>国鉄都第179号                                                                                                 |

|            |           |
|------------|-----------|
|            | 国鉄事第258号  |
|            | 国自旅第296号  |
|            | 国海内第189号  |
|            | 国港総第599号  |
|            | 国空事第1074号 |
|            | 国空業第167号  |
|            | 観観産第831号  |
|            | 観参第296号   |
| 平成30年10月4日 | 国鉄総第202号  |
|            | 国自旅第160号  |
|            | 国海内第67号   |
|            | 国港総第345号  |
|            | 国空事第828号  |
|            | 国官参空第24号  |
|            | 観参第271号   |
| 平成31年2月19日 | 国総支第44号   |
|            | 国鉄総第345号  |
|            | 国自旅第231号  |
|            | 国海内第208号  |
|            | 国空事第1483号 |
|            | 国官参空第64号  |
|            | 観観産第642号  |
|            | 観参第604号   |
| 平成31年4月26日 | 国総支第16号   |
|            | 国総物第15号   |
|            | 国鉄総第47号   |
|            | 国鉄都第42号   |
|            | 国鉄事第45号   |
|            | 国自旅第33号   |
|            | 国海内第24号   |
|            | 国港総第63号   |
|            | 国空事第141号  |
|            | 国官参空第13号  |
|            | 観観産第23号   |
|            | 観参第107号   |
| 令和元年6月25日  | 観参第287号   |
| 令和2年2月13日  | 観観産第747号  |
|            | 観参第1013号  |
| 令和2年3月30日  | 国総地第72号   |
|            | 国総物第695号  |
|            | 国鉄総第475号  |
|            | 国鉄都第231号  |
|            | 国鉄事第436号  |
|            | 国自旅第318号  |
|            | 国海内第123号  |
|            | 国港総第692号  |
|            | 国官参空第103号 |

|                  |                |
|------------------|----------------|
|                  | 観観産第 9 2 9 号   |
|                  | 観参第 1 2 1 1 号  |
| 令和 2 年 4 月 7 日   | 国総地第 4 号       |
|                  | 国鉄総第 3 号       |
|                  | 国鉄都第 1 7 号     |
|                  | 国鉄事第 5 号       |
|                  | 国自旅第 2 号       |
|                  | 国海内第 3 号       |
|                  | 国海外第 2 号       |
|                  | 国港総第 6 号       |
|                  | 国官参空第 2 号      |
|                  | 観観産第 3 号       |
|                  | 観参第 5 号        |
| 令和 2 年 7 月 3 日   | 国総地第 3 9 号     |
|                  | 国総毛第 2 0 号     |
|                  | 国鉄都第 5 5 号     |
|                  | 国鉄事第 1 0 5 号   |
|                  | 国自旅第 8 5 号     |
|                  | 国海内第 3 1 号     |
|                  | 国海外第 7 2 号     |
|                  | 国官参空第 4 7 号    |
|                  | 観観産第 2 3 2 号   |
|                  | 観参第 3 5 5 号    |
| 令和 2 年 1 1 月 5 日 | 国総地第 7 9 号     |
|                  | 国総毛第 7 6 号     |
|                  | 国鉄総第 2 7 3 号   |
|                  | 国鉄都第 1 2 2 号   |
|                  | 国鉄事第 3 1 4 号   |
|                  | 国自旅第 2 6 6 号   |
|                  | 国海内第 1 7 5 号   |
|                  | 国海外第 1 8 1 号   |
|                  | 国港総第 4 0 4 号   |
|                  | 国空総第 6 6 9 号   |
|                  | 観観産第 1 3 2 5 号 |
|                  | 観参第 7 8 2 号    |
| 令和 3 年 3 月 2 日   | 国総地第 1 0 1 号   |
|                  | 国鉄総第 3 9 9 号   |
|                  | 国鉄都第 1 8 8 号   |
|                  | 国鉄事第 6 7 1 号   |
|                  | 国自旅第 4 2 8 号   |
|                  | 国海内第 2 1 1 号   |
|                  | 国海外第 2 8 5 号   |
|                  | 国港総第 6 2 4 号   |
|                  | 国空総第 1 0 5 5 号 |
|                  | 観観産第 1 8 6 6 号 |
|                  | 観参第 1 1 2 8 号  |
| 令和 3 年 3 月 3 0 日 | 国総地第 1 1 7 号   |

|           |           |
|-----------|-----------|
|           | 国鉄総第473号  |
|           | 国鉄都第274号  |
|           | 国鉄事第836号  |
|           | 国自旅第493号  |
|           | 国海内第230号  |
|           | 国海外第316号  |
|           | 国港総第770号  |
|           | 国空総第1171号 |
|           | 観観産第2046号 |
|           | 観参第1271号  |
| 令和4年2月8日  | 国総地第59号   |
|           | 国総毛第77号   |
|           | 国総物第83号   |
|           | 国鉄総第359号  |
|           | 国鉄都第142号  |
|           | 国鉄事第613号  |
|           | 国鉄施第317号  |
|           | 国自旅第450号  |
|           | 国海内第254号  |
|           | 国海外第368号  |
|           | 国港総第588号  |
|           | 国空総第1065号 |
|           | 観観産第320号  |
|           | 観参第624号   |
| 令和4年3月22日 | 国総地第81号   |
|           | 国鉄総第433号  |
|           | 国鉄都第201号  |
|           | 国鉄事第694号  |
|           | 国自旅第521号  |
|           | 国海内第303号  |
|           | 国海外第411号  |
|           | 国港総第679号  |
|           | 国空総第1259号 |
|           | 観観産第444号  |
|           | 観参第753号   |
| 令和5年2月8日  | 国総地第84号   |
|           | 国総毛第100号  |
|           | 国鉄総第395号  |
|           | 国鉄都第136号  |
|           | 国鉄事第630号  |
|           | 国鉄施第253号  |
|           | 国自旅第421号  |
|           | 国海内第120号  |
|           | 国海外第365号  |
|           | 国港総第603号  |
|           | 国空総第1069号 |
|           | 観観産第482号  |

|           |           |
|-----------|-----------|
|           | 観参第632号   |
| 令和5年3月28日 | 国総地第102号  |
|           | 国鉄総第477号  |
|           | 国鉄都第210号  |
|           | 国鉄事第811号  |
|           | 国自旅第521号  |
|           | 国海内第238号  |
|           | 国海外第438号  |
|           | 国港総第724号  |
|           | 国空総第1287号 |
|           | 観観産第558号  |
|           | 観参第733号   |
| 令和6年1月11日 | 国総地第107号  |
|           | 国鉄事第555号  |
|           | 国自旅第230号  |
|           | 観参第1201号  |
| 令和6年1月15日 | 国空総第899号  |
|           | 観観産第2255号 |
|           | 観参第1430号  |
| 令和6年3月29日 | 国総地第154号  |
|           | 国鉄総第411号  |
|           | 国鉄都第215号  |
|           | 国鉄事第978号  |
|           | 国自旅第420号  |
|           | 国海内第206号  |
|           | 国海外第705号  |
|           | 国港総第807号  |
|           | 国空総第1190号 |
|           | 観観産第2856号 |
|           | 観参第1739号  |
| 令和7年1月28日 | 国空総第880号  |
|           | 観観産第509号  |
|           | 観参第591号   |
|           | 観参第587号   |
| 令和7年3月31日 | 国総地第229号  |
|           | 国総マ第105号  |
|           | 国鉄総第558号  |
|           | 国鉄都第239号  |
|           | 国鉄事第640号  |
|           | 国自旅第347号  |
|           | 国海内第292号  |
|           | 国海外第742号  |
|           | 国港総第785号  |
|           | 観参第738号   |

この交付要領は、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日 国総地第228号、国総モ第104号、国鉄総第557号、国鉄都第238号、国鉄事第639号、国自旅第346号、国海内第291号、国海外第741号、国港総第784号、観参第737号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域における受入環境整備促進事業補助金の交付等地域における受入環境整備促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の抜粋版となります。

#### IV. 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

##### 1. 共通事項

###### ①持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画の策定について

- 1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備計画（以下「整備計画」という。）の策定者（以下「整備計画策定者」という。）は、整備計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。
  - ・計画の目標は、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
  - ・計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
  - ・成果目標及び評価指標の設定内容に対して持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業の構成が妥当であること。
  - ・持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 整備計画策定者は、交付要綱第98条第1項の規定に基づく整備計画の提出に当たっては、あらかじめ、整備計画に記載された持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を実施する者から、事業ごとに要望を取りまとめた上で、地方運輸局等へ提出する。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第98条第1項の規定により整備計画策定者から整備計画の提出を受けたときは、要望書及び当該整備計画の内容を精査すると共に、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該整備計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した整備計画策定者に対し、その旨を通知するものとする。

###### ②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局等は、整備計画に記載された事業を含む事業実施計画書を作成し、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承され、交付要綱第98条第2項の規定による認定を受けた後、整備計画に記載された事業を実施する者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。  
整備計画に記載された事業を実施する者は、内示後に交付要綱第101条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。

##### 2. 補助事業等

交付要綱第2条第4号に定める持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業について補助の対象となる事業は、下記に掲げる事業とする。

###### (1) 地域資源の保全・活用に関する整備

###### ①補助対象事業

- 1) 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
- 2) 景観に配慮した工作物の整備
- 3) 光害防止のための照明の整備
- 4) バイオトイレ等の整備
- 5) ペットボトル削減のための給水機等の整備
- 6) 国際認証・表彰等を受けた地域の地域資源の保全・活用に資する整備

###### ②補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・不動産の取得、賃借に要する費用
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する費用
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する経費
- ・レンタル・リース契約に関する経費

- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る経費
  - ・イベント等による一時的な設置のための経費（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。）
  - ・消耗品費
- 上記以外の補助対象外経費については、整備ごとに記載する。

#### ③成果物の提供について

本補助事業において作成した成果物の著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

#### ④環境への配慮

本補助事業は持続可能な観光の促進に資する整備を目的としていることから、事業の執行に当たっては、環境に配慮した製品を使用するように努めること。

### 1) 自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客と動植物の接触を減らし、動植物を保護することを目的とする。

#### ②補助対象要件

保護柵、遊歩道等を整備することを要件とする。

ただし、以下の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

#### ③補助対象経費

以下の設備等の購入・設置に要する費用を補助対象とする。

##### ア) 本工事費

保護柵、遊歩道等の整備に必要な設備の購入・設置に要する費用

- ・保護柵、ネット
- ・電気柵
- ・遊歩道 等

##### イ) 附帯工事費

保護柵、遊歩道等の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

##### ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

##### エ) その他

保護柵、遊歩道等の整備に付随するもの

- ・電気柵の整備に附随する危険表示板
- ・手すり 等

#### ④補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備に係る経費
- ・管理委託費 等

### 2) 景観に配慮した工作物の整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、歴史的建築物や農漁村、都市の景観を保護することを目的とする。

#### ②補助対象要件

既存の景観に調和しない物を覆う工作物を整備する、又は工作物を取り替えることを要件とする。

ただし、以下の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

#### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

##### ア) 本工事費

景観に配慮した工作物の購入・設置に要する費用

- ・自動販売機やコーンなどを覆う木枠、木箱
- ・景観に配慮した看板への取り替え 等

##### イ) 附帯工事費

景観に配慮した工作物の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

景観に配慮した工作物の整備に付随するもの

#### ④補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・既存の建物、工作物の修繕に係る経費
- ・舗装等の周囲整備に係る経費
- ・管理委託費 等

### 3) 光害防止のための照明の整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、星空観光や動物の生態系の保全のために、光害を防止することを目的とする。

#### ②補助対象要件

光害防止に資する照明の整備をすることを要件とする。

ただし、以下の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

#### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

ア) 本工事費

光害防止のための照明の購入・設置に要する費用

- ・足下のみを照らす照明
- ・下方部のみに光る街灯
- ・センサー式スマート街路灯 等

イ) 附帯工事費

光害防止のための照明の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

エ) その他

光害防止のための照明の整備に付随するもの

- ・遮光板 等

#### ④補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・舗装等の周囲整備に係る経費
- ・管理委託費 等

### 4) バイオトイレ等の整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客のトイレ事情における利便性の向上と自然環境の保全を目的とする。

#### ②補助対象要件

環境に配慮したし尿処理技術を備えたトイレの整備であることを要件とする。

ただし、以下の施設は補助対象外とする。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
- ・国管理の施設

#### ③補助対象経費

補助対象経費については以下のとおりとする。

ア) 本工事費

バイオトイレ等の購入・設置に要する費用

イ) 附帯工事費

バイオトイレ等の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

ウ) 事務費

- 工事等に要する設計費及び工事管理費
- エ) その他  
バイオトイレ等の整備に附随するものとする。
  - ・洗面台
  - ・照明
  - ・温水便座
  - ・バリアフリー設備 等

#### ④補助対象外経費

- 以下の経費は補助対象としない
  - ・躯体工事に係る経費
  - ・舗装等の周囲整備に係る経費
  - ・管理委託費 等

### 5) ペットボトル削減のための給水機等の整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、観光客によるペットボトルゴミの削減及びマイボトルの利用促進を目的とする。

#### ②補助対象要件

- 観光客が利用しやすいスポットに給水機等を整備することを要件とする。
- ただし、以下の施設は補助対象外とする。
  - ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内
  - ・国管理の施設

#### ③補助対象経費

補助対象経費については以下の通りとする。

##### ア) 本工事費

- ペットボトル削減のための給水機の購入・設置に要する費用
  - ・ウォーターサーバー
  - ・冷水機 等

##### イ) 附帯工事費

- ペットボトル削減のための給水機の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の費用

##### ウ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費

##### エ) その他

- ペットボトル削減のための給水機の整備に附随するものとする。
  - ・水道メーター
  - ・案内板
  - ・本整備を周知するための HP 等の整備（多言語による整備も含む） 等

#### ④補助対象外経費

- 以下の経費は補助対象としない。
  - ・紙コップを使用するウォーターサーバーに係る経費
  - ・舗装等の周囲整備に係る経費
  - ・管理委託費 等

### 6) 国際認証・表彰等を受けた地域の地域資源の保全・活用に資する整備

#### ①基本的な考え方

整備計画区域内において、地域資源の保全・活用を目的とする。

#### ②補助対象要件

- 以下の事項を要件とする。
  - ・補助対象事業者が持続可能な観光に関連した国際認証・表彰制度 Green Destinations (GD)、または、Best Tourism Villages (BTV) の認証・表彰を受けている
  - ・補助対象事業 1) ～ 5) を除く地域資源の保全・活用に資する面的な受入環境整備・施設改修である

#### ③補助対象経費

地域資源の保全・活用に資する面的な受入環境整備・施設改修に要する費用

#### ④補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・不動産の取得、賃借に要する経費
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する経費
- ・レンタル・リース契約に関する経費
- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る経費
- ・イベント等による一時的な設置のための経費（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。）
- ・消耗品費
- ・プロモーション費
- ・コンテンツ造成費 等

### （２）オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する整備

#### ①補助対象事業

- 1) 地域における受入環境の整備・増強整備
- 2) 需要の適切な管理に必要な整備
- 3) 需要の分散・平準化に必要な整備
- 4) マナー違反行為の防止・抑制に必要な整備
- 5) 地域住民と協働した観光振興の取組

#### ②基本的な考え方

持続可能な観光の推進に向けた、オーバーツーリズムの未然防止・抑制のための整備、取組であることを目的とする。

#### ③補助対象要件

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する整備とすることを要件とする。

#### ④補助対象経費

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する整備に要する費用

#### ⑤補助対象外施設

以下の施設は補助対象としない。

- ・商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設
- ・国管理の施設

#### ⑥補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・不動産の取得、賃借に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する経費
- ・レンタル・リース契約に関する経費
- ・工事等に要する設計費のうち、基本設計に係る経費
- ・管理委託費
- ・イベント等による一時的な設置のための経費（但し、常設又は一定期間定期的に設置される場合には補助対象とする。）
- ・特典としてのポイント付与や料金割引のための経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ・導入費に含まれないシステム等の利用費（保守費・運用費・維持費・サブスクリプション等）
- ・消耗品費
- ・プロモーション費
- ・観光コンテンツ造成費 等

#### ⑦成果物の提供について

本補助事業において作成した成果物の著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

#### ⑧環境への配慮

本補助事業は持続可能な観光の促進に資する整備を目的としていることから、事業の執行に当たっ

ては、環境に配慮した製品を使用するように努めること。

## **VII. 事業評価について**

### **1. 事業評価の実施**

#### **①自己評価（一次評価）**

交通サービスインバウンド対応支援事業及び持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業については、毎年度、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱に規定する完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、地方運輸局等に報告する。

#### **②二次評価**

##### **1）実施対象**

交通サービスインバウンド対応支援事業及び持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業については、地方運輸局等が自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

##### **2）実施方法**

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

地方運輸局等は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省へ提出することとする。

### **2. その他**

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。